

第 8 回丸亀市行政改革推進委員会会議録	
日 時	平成 18 年 6 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
場 所	丸亀市役所 本館 5 階 第 2 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 朋子、岩村 浩二、大西 綏子、岡本 恵子、奥村 素一、酒井 明世、 高木 新仁、橘 節哉、細川 滋、松本 濱一（五十音順、敬称略）〔以上 10 名出席〕 〔丸亀市〕 藤岡企画財政部長、直江総務部長、藤田企画課長、宮川財政課長、木谷職員課長、 立岡秘書広報課長、笠井行政改革推進室長、窪田
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 宇佐美 功、河野 忠生、小玉 紀、佐藤 智恵子、平井 靖士、宮武 明美 〔以上 6 名欠席〕
議 題	(1) 丸亀市人材育成基本方針(案)について (2) 平成 17 年度「集中改革プラン」の実施報告について (3) 平成 18 年度「集中改革プラン」の進捗状況について (4) その他
会 議 概 要	
酒井会長：ただ今より第 8 回丸亀市行政改革推進委員会を開催します。本日は、平成 18 年度に入りはじめての会議ということで、事務局のスタッフも人事異動により企画財政部長と企画課長が変わられていますので、まずはそれぞれ自己紹介をお願いします。 企財部長：（自己紹介） 企画課長：（自己紹介） 酒井会長：それでは議事に移ります。議事(1)から(4)まで、一括して事務局より説明を求めます。 職員課長：（議事(1)「丸亀市人材育成基本方針(案)について」説明） 資料の修正：資料 1 丸亀市人材育成基本方針(案)4 ページ ・(1)政策形成能力のカッコ内の文中「<u>友好な施策</u>」 「<u>有効な施策</u>」 行革室長：（議事(2)平成 17 年度「集中改革プラン」の実施報告について説明） （議事(3)平成 18 年度「集中改革プラン」の進捗状況について説明） （議事(4)平成 17 年度「集中改革プラン」の実施報告の公表について説明） 資料の修正：資料 4-2 集中改革プラン進行管理表 11 ページ ・ 7-(1)-52「<u>受益者負担の適性化</u>」 「<u>受益者負担の適正化</u>」(「期待される効果・目標数値」内についても同様。) ・資料編 5-(1)事業等補助金の見直し(見直し)内の目標数値の「<u>廃止</u>件数 63 件」 「<u>見直し</u>件数 63 件」(資料編 5-(2)団体補助金の見直し(見直し)、資料編 5-(3)会費・負担金の見直し(見直し)についても同様) 酒井会長：説明は終わりました。何かご質問、ご意見等はありませんか？ 橘委員：資料により集中改革プランの実施状況、また現時点での進行状況はよく分かるが、	

今現在、市で策定している総合計画の中では、この集中改革プランはどのように落とし込まれているのですか？

企画財政部長：今現在、総合計画の策定にあたっては別途審議会を立ち上げ作業を進めていますが、総合計画の中でも財政運営の適正化に向けての項目を入れています。それを具体的にこの集中改革プランで実行していくものであります。

橘委員：この集中改革プランを総合計画の中に入れていても、1行で示されているのでは分からないのではないですか？

細川副会長：総合計画の基本計画の最後のところで、目標値はこちらの集中改革プランで見ることになるので入れられていませんが、2ページにわたって行政改革への取組みが示されており、この集中改革プランともリンクしたものになっています。

橘委員：総合計画は、市の最上位計画であり、そちらを中心にこれから都市計画の問題や市のいろいろな課題に取り組まれていくことになると思いますが、その中に集中改革プランが見えるかどうか大切だと思います。

細川副会長：基本計画の中にはっきりと入っています。

企画財政部長：行政改革への取組みについても、主だったものについては、総合計画の中に記載しており、詳細については、この集中改革プランに記載してあるという構成になっています。

岡本委員：進行管理で平成17年度に遅れているものや平成18年度の現時点で遅れているものなどがあるようですが、例えば補助金の見直しであれば、平成17年度は4件の見直し計画で4件の見直しができているのに、金額的に目標まで至っていないようです。この金額的に遅れた部分については、どこで取り返していくのですか？その他の遅れているものについても同様ですが、こういった遅れているものについて、どのような進行管理をしていくのかお尋ねします。

行革室長：まず団体補助金の平成17年度での遅れにつきましては、3件の記載ミスにより遅れが生じています。具体的には、集中改革プランは平成17年度予算ベースからの財政効果を基本的には示しているのですが、この3件については、平成16年度からの予算削減額を計画に記載してしまっており、その実績を算入できませんでした。その結果、団体補助金の項目については、遅れているということになっています。これについては、取り返すということは難しいと考えています。一方、平成18年度に遅れているとなっている土地借上料の項目については、相手方との交渉により数値目標に届かなかった計画があり、そのために遅れているということになっているのですが、それについては、代わるべき計画を現在検討してもらっています。また、補助金等の見直しについては、多くの見直しを行うなかで項目として遅れているとなっているものがありますが、これについては、代わるべきところで事務事業の見直しをしていただきたいということで、当室からお願いしているところです。

いずれにいたしましても、遅れているものなどについては、冒頭資料によりご説明したように、事務事業の見直しなどにより新たな取組みを追加するなど、何らかの方法で全庁的に取り組んでいくもの、また先ほど土地借上料の見直しなどのように相手方との話し合いなどによるものは各課で検討してもらうといった、全庁的な対応と各課での対応といったふたつ

の方法を組み合わせ対応していきたいと考えています。

岡本委員：計画というのは、各課がこれくらいはいけるであろう、またはこれくらいはいかなくてもならないという金額を載せていると思われるのに、計画策定後の間もないこの時期に、遅れているというものがあるということは、計画自体が甘かったのか、若しくは職員ががんばっていないのか、ということではないのかと思います。責任を持って進行管理をしていく庁議では、こういった遅れについて、どのように進行管理していこうと考えているのか、庁議のメンバーである部長に教えていただければと思います。

企画財政部長：計画そのものが誤りであるものや遅れているものなどについては、それを取り下げたり、新たなものを追加するなどして、全体の額、全体の計画量を減らさないように進行管理しています。

総務部長：集中改革プランの取組みについては、はじまったばかりですが、計画をして実施して、それがどうなったかを評価して、それを次にどういう形でつなげるかということをしなければならないと思っています。

岡本委員：計画が出来て、本格的な取組みをはじめたばかりのこの時期に遅れているものなどがあるということは、庁議でどうして遅れたのか、それをどのようにカバーするのかを担当部長は説明いただきたいし、他の部長からもこうしてはどうかといったような活発な庁議運営をして、進行管理をしていっていただきたいと思います。

それと、資料 4 の公表資料では、どれが遅れていて、どれが進んでいるのかが分からないので、遅れている部分に関しては、進行管理表に網掛けをすとか、色をつけて目につくようにすることを提案します。また、がんばっていることをアピールするのであれば、進んでいるものについても分かるようにして良いと思います。

岩村委員：公表資料の一番最後のページにある財政効果については、数値の羅列でしかないので、例えば計画に対する実績について文章によるコメントなどを入れたほうが認識しやすいのではないのでしょうか。資料を見ると、使用料・手数料といった市民の負担となるものは増えていて、職員の手当の削減は大幅に減っていたりするので、説明を入れておいたほうが良いと思います。

行革室(窪田)：まず公表の方法ですが、公表については市の広報とホームページを考えています。掲載する情報については、市の広報は紙面の関係もあるので資料 4-1 の部分だけを掲載したいと考えています。ホームページには、データとして資料 4-1 から 3 までをすべて掲載したいと考えています。その中で、先ほどの岡本委員の遅れているものについて網掛けをしてはどうかといったご意見については、技術的にも可能ですので、そうしたいと思います。岩村委員の財政効果にコメントを入れるかどうかについては、室長よりお答えします。

行革室長：まず、職員の手当の削減についてですが、計画では削減額が 1 億 3,000 万円であるのに実績は 2,600 万円になっているのは、実は 1 年間の効果額は 2,600 万円であったものを、2,600 万円に 5 をかけていただきますと 1 億 3,000 万円になるように、5 年間の取組みによる累積効果額を誤って平成 17 年度の計画の欄に書き込んでしまったという記載ミスです。実際には、ご存知のように職員の手当を削減しておりますので、そういったことを含めて、岩村委員のご提案のように簡単なコメントを掲載していきたいと思います。

岡本委員：その間違いは直さなくてはならないのではないのでしょうか？

行革室長：間違いを訂正するということは、5年間の取組効果額である総額の44億円にも影響が出てきますので、躊躇したところです。

岡本委員：効果額を修正するということは財政当局にも影響しますので、しっかりと取組みはしていただいて全体像を崩さないようにしていただきたいと思います。

行革室長：平成18年度以降に新たな計画に取り組んでいくということでがんばっていきたいと思います。記載については、訂正する方向で検討します。

橘委員：今、集中改革プランの進行管理について議論されていますが、例えば集中改革プランにも掲載されている指定管理者制度そのものの進行管理についてはどのようなになっているのですか？

行革室(窪田)：まず数値目標については、従来の管理料若しくは管理委託料から指定管理料に移ったということで、その比較により財政効果を出しています。指定管理者制度そのものの進行管理については、指定管理者を議会の議決を経て指定し、その指定した指定管理者と市が業務の詳細について協定を結ぶ中で、管理状況を事業報告という形で指定管理者から市は報告を受けて管理の状況を把握していくことになります。

橘委員：途中で管理上の問題が出てきた場合は、修正はできますか？例えば契約違反が出た場合などは、どの時点で見直していくのですか？

行革室(窪田)：管理上の瑕疵や契約の違反が発覚した時点で、担当課は対応していくことになると思います。

橘委員：そういった問題が出てきた場合、それに代わる業者がいるのかが心配です。民間がすべて優れているというのは大きな間違いであり、都市規模からそんなに事業者が豊富というわけではないと思います。

行革室長：公募の場合は、1番の事業者、2番の事業者ということを決めていると思います。それ以外は非公募ですので、従前から市が何らかの形で関わっていたところが行っているもので、同じようにやれるのかなと考えます。確かに、全国的には指定管理者がうまくいかなかったところがあり、直営に戻したという記事を読んだ記憶があります。最悪の場合には、そういったことを検討しなければならないかも知れませんが、そういうことのないよう各担当の方で進めていただきたいと思います。

奥村委員：現実的に市営の福島駐車場は、市が管理していたときよりもシルバーが管理するようになってからの方が対応が良いです。従前は、午後11時がくるとぴたっと車が出せなくなっていました。今は5分くらいは遅れても待っていて、柔軟な対応をいただいています。

企画課長：ひとつだけ訂正ですが、福島駐車場はシルバーではなく福祉事業団です。ただ、福祉事業団からの依頼によりシルバーが派遣されています。

岡本委員：人材育成基本方針(案)について、この案には7ページに女性職員の登用と勤務環境の整備について記載されていますが、これまで担当課は女性職員の登用などについて丸亀市で女性差別はなく、地方自治法に則して能力に応じた適材適所の配置を行っているという見解を示されてきました。ただ、育休をとったり産休をとったりして最終的なところで差が生じ

ることはあるということだったと思います。それと、今回示されている案とどこが違うんですか？

職員課長：資料に記載しているとおり女性職員の登用、特に管理職への登用については、積極的に進めていこうということで、特に今までと変わりはありません。今回の案に記載している「特定事業主行動計画」というのは、自治体に対しても子育て支援計画を作りなさいということで市全体としてハッピープランという計画を作りましたが、丸亀市自体が特定事業主ということになり、職員に対して行動計画を作り意識改革を推進すると共に、制度的担保を進めていきなさいという話が出てきています。それに呼応する形で、今まで以上に男女を問わず職員の意識改革は進めていかなければならないと考えています。

岡本委員：今までと違うということではないということですが、女性職員の登用について積極的に行っていくということでもありますので、是非そういったことを進めていただきたいと思いますし、これからは男性職員も子育てだけでなく介護のためにお休みをとるということも出てくると思いますので、そういった時にももちろん環境整備も進めていかなければならないのですが、家庭と地域生活を両立した職員が不利益にならないように、勤務評価にマイナスにならないように措置を講じていただきたいと思います。

それと、この方針案には、具体的にいつまでというのがないのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか？

職員課長：これは基本方針ですので、具体的な話については、この方針に基づいて今後どう実施していくかということになります。

松本委員：この基本方針は、職員全員にいきわたるということですね？

職員課長：出来上がれば職員全員にいきわたります。

松本委員：そこで、この方針案の 4 ページにある「今日の財政状況下におけるコスト意識や公務マインド(全体の奉仕者である認識など)などの意識の醸成と改革も必要」というところについて、公務マインドはいつでも頭から離れないように書いておいていただきたいし、コスト意識についても財政状況が厳しい今だからではなく、常に持っていなければならないものだと思いますので、表現を少し改めていただきたいと思います。それと、自己申告制度については、必ず上司からのフィードバックがあるということを明記しておいていただきたいと思います。

進行管理では、できた出来なかったというのはあると思いますが、出来なかった場合の責任のとり方はどのように考えているのですか？出来なかったら仕方ないではダメだと思います。

行革室長：特に私どもでやれないというのが出てきているのは、補助金の関係です。例えば、コミュニティへの補助金ですと、当初単位コミュニティへの補助率を落として経費を落としていこうという計画であり、実際に補助率は落としたのですが、コミュニティの数が増えたことにより経費は逆に増えたというものがあります。これをやれていないと判断するのか、やったと判断するのかは議論のあるところだと思います。また、私であれば、冒頭ご説明しましたように行革に取り組んで 5 年間で 44 億円の効果を生み出すということが目標であり、それに向けてがんばっていこうと思っています。各部の取組みについても、プロジェクトを

作っておりますので同様でありますし、そのように取り組んでいただくようお願いもしていこうと思っています。いずれにいたしましても、委員会からこういった厳しい意見があったことは議事録にも残させていただきますし、庁議でも私の方から報告したいと思います。

橘委員：丸亀市も総合計画や都市計画などをつくり、これからいろいろな方向性を出していかなければならない時期だと思いますが、その中で土地開発公社の現在の位置づけとといいますか、環境とといいますか、そういったものはどのような状況なのでしょう？

企画財政部長：丸亀市土地開発公社の持っている土地の大部分が、先行取得している都市計画道路用地です。それが、かつてのように財源がないため、道路事業が出来ずに長い間抱えているといった状況であり、長いものは20年にもなります。

橘委員：その公社が持っているような土地の計画があまり前面に出ていないと思いますが、その公社が持っている土地を都市計画の中で有効活用できるのですか？

企画財政部長：今のところは、都市計画道路の計画をもう1度担当の方で見直してくれないかと言っているところです。

橘委員：いろいろな問題があると思いますが、それらへの対応などこれからこういった風にイニシアティブをとって計画を出していくのか、それともある程度進んでしまっているために既成事実として受け入れざるを得ないのか、どうお考えですか？

企画財政部長：土地開発公社サイドから言えば、都市計画道路の変更がどの程度先に、どの程度の規模で出てくるかが今のところはっきりしていないので、正直言って動きようがないということです。聞くところによりますと、和歌山県が都市計画道路の見直しにかかるという情報がありまして、その情報収集にいろいろな県や市が動いたという状況を見ますと、その他の市町も本当はやりたいけれども、勇気をもって1歩を踏み出せない理由がそれぞれにあると思われます。丸亀市においても、これまで都市計画道路上の建物については、建築制限をかけてきたという経緯があり、計画を変えるということは制限をなくしてしまうということですから、あまりに影響は大きく、そのあたりの調整を覚悟してやらなければならないということになります。担当では、そういったことを解決していけるかということも含めて検討しているところです。

奥村委員：集中改革プランに掲載されている住宅用火災警報器の民間委託についてですが、この警報器の設置については、新築は6月1日から始まっており、既存のものについては5年間の猶予期間を設けて設置していくということになっています。その話が今月の中ごろ消防本部から連合自治会にあり、はじめて県からの書類により説明を受けたが、現実問題として独居老人が何十万もの警報器を売りつけられるという被害が出ています。のんびりしていると被害は増えるばかりです。どのようにお考えですか？

行革室長：そういった話があるということは、消防の方にも伝えます。いずれにしても、丸亀市では、コミュニティや自治会にお願いしてそういったことが未然に防げるようご協力をお願いしたいと思います。

松本委員：財政状況の公表ということで、市の広報紙に載せるようになりましたが、入ってくる方は何とか理解できるのですが、支出の方は何にお金が使われているのか分かりません。これに加えて、民間の会計基準で分かるような書き方をいただければもっと分かりやす

いのではないかと思います。あと、行政コスト計算などが出てくるとと思いますが、市の立場で書かれていると思いますので、もっと普通の人に分かるように公表していただければと思います。

財政課長：今回の 6 月の広報については、新市になってはじめて広報に入れたもので、十分に検討がなされないまま、4 月号で予算の特集が出たということもあり執行状況だけを載せてしまい、分かりにくい紙面になってしまいました。今後も財政状況については、広報にも載せてお知らせしていこうと考えていますので、行政コスト計算書も含めて出来るだけ市民の皆さんにご理解いただけるような表現を工夫していきたいと考えます。

松本委員：集中改革プランに今回追加になる図書館の開館日についてですが、なぜ第 1・第 3 月曜になったのかは分かりませんが、個人的には祭日のほうがメリットがあるのではないかと思います。それと口座振替については、週 2 回から週 1 回にするようですが、月 1 回ではダメなのですか？

企画財政部長：市の支払いについては、業者から適正な請求書が出てきたら 30 日以内に支払うことになっています。その請求書も決まった日に出てくるわけではないので、それぞれ個々に出てきますので、これまでは週 2 回の支出をしていました。それを今回、週 1 回にしても適法に支払いができ、経費の削減にもつながるだろうということで週 1 回にしています。

松本委員：それなら請求を月 1 回にすればいかがですか？

企画財政部長：それは今のところできません。ただ、会計システムそのものの見直しということも国の方で進められているようですので、そういう中で検討していきたいと思います。

酒井会長：他にご意見はありませんか？特に無いようですので、本日の会議は以上で閉会したいと思います。次回は 11 月ということですので、日程については、また副会長と相談のうえ追ってご案内をさせていただきたいと思います。ご審議お疲れさまでした。